

業務委託契約書（案）

収入印紙
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 国民年金保険料収納事業（〇〇地区） 一式

契約金額 _____円
（うち消費税等額_____円）

[内訳]

月額_____円（うち消費税等額_____円）。なお、委託期間に甲が乙に支払う月額は契約金額を36で除して得た額（100円未満の端数は切り上げ）とし、最終月分の支払時には前月までの支払累計額と契約金額との差額を支払うものとする。

対象地域 別紙1のとおりとする。

契約保証金 全額免除

（総則）

- 第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）及び提案書等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「実施要項等」という。）に定める業務を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、実施要項等に成果物の納入が義務付けられている場合は、その成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。
- 2 本契約において、乙の業務実施体制及び乙が実施する業務の内容（再委託の相手方その他の内容を含む。以下同じ。）は、乙によって提出された提案書のとおりとする。
- 3 乙は、当該業務の更なる質の向上を図る必要があることその他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(法の適用及び法令遵守等)

第2条 当該業務の実施に当たっては、本契約書に規定するもののほか、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）で定めるところによるものとする。

- 2 本契約の履行に当たり、乙は、実施要項等に従い関係諸法令を守り、自ら業務計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。以下同じ。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。
- 3 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。
- 4 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

(労働法上の責任)

第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

- 2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(実施要項等の疑義)

第4条 乙は、実施要項等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託期間等)

第5条 当該業務の委託期間、履行期限及び履行場所は、次のとおりとする。

契約期間：令和7年8月1日から令和11年5月31日まで

委託期間：令和8年5月1日から令和11年4月30日まで

履行期限：実施要項等のおり

履行場所：実施要項等のおり

- 2 委託期間満了に伴う当該事業の次の入札の際、落札者が決定しなかった場合は、甲乙協議の上、第1項の委託期間を、期間満了の日の翌日から起算して最長6か月間延長できるものとする。
- 3 前2項による委託期間の延長は、いずれか一度に限るものとする。

(当該業務に関する達成目標)

- 第6条 甲は、乙に対して、当該業務の実施に関しての質の確保及び向上を図るため、業務の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）を設定するものとする。
- 2 達成目標は、実施要項に定める滞納者（以下「滞納者」という。）が納付する必要がある国民年金保険料（以下「保険料」という。）の納付率を年金事務所ごとに、各期及び保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料及び過年度2年目保険料）に応じて、設定するものとする。
- 3 委託期間における達成目標は、別紙2のとおりとする。

(目標達成による委託費の追加支払)

- 第7条 甲は、実施要項に定める事業対象期間の各期における事業実績が、前条に規定する達成目標を超えた場合には、次の各号に定める超過の割合に応じ、当該各号に定める額の合計額を乙に支払うものとする。ただし、この項の規定により甲が乙に支払う額は、甲が乙に当該各期に支払った委託費の25%を上限とする。
- (1) 達成目標を超過した部分のうち100%超110%以下の部分にかかる追加支払額 各達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.05%を実施要項に定める各事務所別基本額（以下「各事務所別基本額」という。）に乗じて得た額
- (2) 達成目標を超過した部分のうち110%超120%以下の部分にかかる追加支払額 各達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額
- (3) 達成目標を超過した部分のうち120%超の部分にかかる追加支払額 各達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額
- 2 甲は、乙が滞納者に対して口座振替等の勧奨を行った上で、翌々月の末日までに新規に口座振替等が登録され、登録された月と同月に口座振替等の終了とならなかった件数が別紙2に定める獲得目標を超えた場合は、各事務所別基本額に5%を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

(目標未達による委託費の返納)

- 第8条 乙は、実施要項に定める事業対象期間の各期における事業実績が、第6条に規定する達成目標に達しなかった場合には、次の各号に定める不足の割合に応じ、当該各号に定める額を甲に返納しなければならない。ただし、この項の規定により乙が返納する額は、甲が乙に当該各期に支払った委託費の25%を上限とする。
- (1) 達成目標に不足した部分のうち95%以上100%未満の部分にかかる返納額 各達成目標について、それぞれ不足した割合0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額
- (2) 達成目標に不足した部分のうち80%以上95%未満の部分にかかる返納額 各達成目標について、それぞれ不足した割合0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額
- (3) 達成目標に不足した部分のうち80%未満の部分にかかる返納額 各達成目標について、それぞれ不足した割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額
- 2 乙は、乙が滞納者に対して口座振替等の勧奨を行った上で、翌々月の末日までに新規に口座振替等が登録され、登録された月と同月に口座振替等の終了とならなかった件数が別紙2に定める獲得目標に達しなかった場合は、各事務所別基本額に3.

5%を乗じて得た額を甲に返納しなければならない。

- 3 当該業務の実施に当たり、乙又は業務委託員により事故・事務処理誤りが発生した場合には、その影響度合いに応じて実施要項の定めに従い減額点数を計上し、各期の減額点数の蓄積状況に応じて、実施要項等に定める額を甲に返納しなければならない。ただし、この規定により乙が返納する額は、各期の事務所別基本額の5%を上限とする。
- 4 乙は、減額点数が計上される事故・事務処理誤りにより、甲に前項の規定に基づく返納額を超える損害を与えた場合には、当該損害を甲に賠償しなければならない。

(情報の取得)

第9条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合については、速やかに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合については、この限りではない。

(個人情報の取扱いにかかる規則等)

第10条 乙は、就業規則等において、以下に掲げる事項を当該業務の開始までに定めなければならない。

- (1) 個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いにかかる業務に関する取扱規程
- (2) 個人情報の取扱状況の点検及び監査に関する規程
- (3) 個人情報の取扱いに関する業務委託員の役割・責任にかかる規程
- (4) 個人情報の取扱いに関する規程に違反した業務委託員に対する処分の内容
- 2 乙は、業務委託員の使用者としての法令上の全ての責任及び監督の責任を負わなければならない。
- 3 乙は、業務委託員に対し甲の構内にいる間、甲の職場秩序を維持する定めを遵守させるものとする。
- 4 乙は、甲が事前に承認した乙所有の情報端末を使用する場合を除き、業務委託員に個人情報を携行させてはならない。

(個人情報保護に関する体制の整備)

第11条 乙は、当該業務の開始までに業務委託員の中から、個人情報の安全管理にかかる業務遂行の総責任者（以下「総括管理責任者」という。）及び個人情報の取扱いを行う部署における管理者（以下「部署管理者」という。）を選任するとともに、個人情報の取扱状況の点検計画を策定し、点検の実施管理者（以下「点検管理者」という。）を選任しなければならない。

- 2 乙は、総括管理責任者に次の各号の事務を行わせることとする。
 - (1) 個人情報の取扱いに関する規程等の承認及び業務委託員への周知
 - (2) 部署管理者の任命
 - (3) システムを使用する場合においては、個人情報へのアクセス権限を管理する者の任命
 - (4) 部署管理者からの報告聴取及び助言・指導
 - (5) 業務委託員に対する教育・研修の企画

- (6) その他当該業務全体における個人情報保護に関すること
- 3 乙は、部署管理者に、当該部署管理者が所管する部署における次の各号の事務を行わせることとする。
- (1) 当該業務の事務管理
 - (2) 個人情報取扱者（業務委託員のうち、個人情報を取り扱う者をいう。）の指定及び変更等の管理
 - (3) 届書（届書の複写複製等を行ったものを含む。）の保管場所の指定及び管理
 - (4) 個人情報の取扱状況の把握
 - (5) 業務委託員に対する教育・研修の実施
 - (6) 総括管理責任者に対する報告
 - (7) その他個人情報の安全管理に関すること
- 4 乙は、総括管理責任者、部署管理者及び点検管理者等から、個人情報の取扱規程違反等、不適切な個人情報の取扱いにかかる報告があった場合には、速やかにその改善を行う。
- 5 乙は、当該業務の開始までに個人情報の漏えい等が発生した場合における原因調査、再発防止及び事後対策等の検討のための対応体制を整備する。
- 6 乙は、総括管理責任者及び部署管理者を選任したときは、実施要項等に定める期日までに、甲に対して、その承認を申請しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（教育・訓練の実施）

- 第12条 乙は、当該業務の開始前及び随時に、業務委託員に対し個人情報の取扱いにかかる教育、訓練を行う。
- 2 乙は、当該業務の開始前、定期的及び随時に、前項に定める教育、訓練において、業務委託員に対し日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）第31条第2項の守秘義務規定が適用され、これに違反した場合には、機構法第57条の罰則の適用対象になり得る旨及び個人情報保護にかかる取扱規則等に違反した場合の処分についての周知をしなければならない。
- 3 乙は、個人情報の取扱いに関する規程、業務委託員に対する教育、訓練内容等について、定期的な見直しを行わなければならない。

（業務履行体制の整備等）

- 第13条 乙は、実施要項等に定める期日までに、これらに定める業務履行体制を整備しなければならない。
- 2 甲は、業務履行体制を確認するため、当該業務の開始前に乙の作業場所に立ち入り、検査をすることができるものとする。甲が、乙の業務履行体制が実施要項等と合致していないと判断した場合、乙に期日を定めて改善を指示するものとし、乙は、その期日までにこれを改善しなければならない。
- 3 乙は、当該業務の処理、業務委託員の服務等の監督を行うための体制並びに現場責任者及び現場責任者の不在時の補助者となる者を定め、実施要項等に定める期日までに甲に通知しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 4 乙は、業務委託員の氏名等を実施要項等に定める期日までに甲に通知するものとし、業務委託員以外の者に当該業務を行わせてはならない。

（秘密の保持等）

- 第14条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし、目的外に使用

し、又は盗用してはならない。なお、秘密を漏らし、又は盗用した場合には、機構法第57条及び公共サービス改革法第54条の規定により罰則が適用され得る。

- 2 乙は、当該業務の開始前に、業務委託員と、個人情報や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結するとともに、更に秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
- 3 前項で締結する守秘義務契約には、当該契約に基づく守秘義務が機構法第31条第2項に基づくもので、これに違反した場合には機構法第57条及び公共サービス改革法第54条の規定により罰則が適用され得るものであることのほか、契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。
- 4 乙は、第2項の守秘義務契約を締結するに際し、業務委託員から、乙が甲に対し同守秘義務契約書の写しを提出することの同意を得なければならない。
- 5 乙は、前項の規定により業務委託員と守秘義務契約を締結した旨の報告書及び守秘義務契約書の写しを、実施要項等に定める期日までに甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、不正の利益を得る目的、又は甲若しくは乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(情報の帰属)

第15条 当該業務の実施にかかる全ての情報は、甲に帰属する。ただし、当該業務の実施前より乙に帰属している情報は除くものとする。

(情報等の適正な取扱い)

- 第16条 乙は、当該業務の実施に際し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない。
- 2 乙は、当該業務の実施に際し入手した情報の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に当たり、複写複製等を行う必要がある場合は、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。
 - 4 乙は、前項の規定により複写複製物等を作成していた場合において、当該業務が終了し、又は甲からの指示があったときは、いずれも甲の指示に従い適切に廃棄又は消去した上、作業の完了を甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、第1項及び第2項を遵守するための措置を講じなければならない。
 - 6 乙は、甲から貸与された情報の媒体等は業務終了後又は甲が指定する期日までに返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第17条 乙は、当該業務の全部又は実施要項等に定める主体的部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第18条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあっては個人情報の管理、その他運営管理の方法

- 等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不相当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不相当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
 - 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
 - 4 第1項の規定に基づき第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
 - 5 乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。
 - 6 第2項から前項までの規定は、再委託先を変更する場合について準用する。

（災害時の対応）

- 第19条 乙は、当該業務の実施に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

（月次報告及び検査）

- 第20条 乙は、業務結果について、報告書を作成し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査の結果、不合格となった場合、乙は、監督職員の指示に従い遅滞なく当該業務を補正しなければならない。
 - 3 乙は、甲に対し、実施要項等に定める履行期間（令和8年5月を除く。）中の実施要項に定める期日までに前月分の業務結果について、月次報告にかかる行動計画進捗管理表（市場化業者実施分）兼督励結果連絡票（以下「連絡票」という。）を提出し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
 - 4 検査職員は、前項に規定する連絡票を受領した日から起算して15日以内（15日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
 - 5 乙は、第3項の検査に合格したときをもって当該月にかかる業務を完了したものとする。
 - 6 乙は、督励実施件数が甲と協議の上策定した督励実施計画において定めた督励実施件数に達しなかった場合は、理由書及びリカバリープランを翌月20日（当該日が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日）までに甲に提出し、検査職員の検査を受けなければならない。
 - 7 乙は、第3項の連絡票並びに前項に規定する理由書及びリカバリープランの内容について検査職員から説明を求められた場合には、速やかに回答しなければならない。

- い。
- 8 甲は、第3項の検査の結果、乙の作成した第3項の連絡票が実施要項等で示す品質を満たしていないと判断した場合は、当該連絡票について不合格と判定するとともに、期日を定めて乙にこれの補正を指示するものとする。
 - 9 乙は、前項の規定による指示があった場合は、甲が指定する期日までに、該当する第3項の連絡票を補正の上、再提出し、改めて第3項に規定する検査を受けなければならない。

(監督及び指示等)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、乙に対し、必要な措置を講ずることを指示することができるものとし、第7号の必須項目のうち個人情報等の取扱い、秘密保持及び情報セキュリティ対策について必要な措置をとるべきことを指示した場合には、措置又は改善が確認できるまでの間、乙に事業を中止又は停止させることができる。この場合において、第41条に基づく協議は行わないものとする。

- (1) 乙の実績について、第6条の規定において設定した全ての達成目標の達成割合が80%を下回った又は下回ることが明らかであると判断した場合
 - (2) 督励実施計画の実施状況等について、乙による当該業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると判断した場合
 - (3) 実施要項に定める業務内容の履行状況に関する点検結果又は甲が実施する検査により、情報セキュリティ対策等の履行が不十分であることが判明した場合
 - (4) 実施要項に定める乙が実施する研修項目を1つでも実施していないものがあると甲が確認した場合
 - (5) 実施要項に定める業務委託員名簿等が業務開始日の3日前までに甲へ提出されない場合
 - (6) 実施要項に定める品質の向上と事故の未然防止に関する点検結果又は甲が実施する調査により、情報セキュリティ対策等の履行が不十分であることが判明した場合
 - (7) 実施要項に定める「評価項目一覧」の必須項目を満たしていないと判断した場合
- 2 乙は、前項の指示があった場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。
 - 3 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。
 - 4 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

- 第22条 甲は、当該業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第26条の規定に基づき、乙に対し、当該業務の状況に関し報告を求め、又は乙若しくはその再委託先の事業所その他の施設に立ち入り、当該業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- 2 甲又は甲の指定した職員は、前項の調査を行う際には、当該調査が公共サービス改革法第26条第1項に基づくものであることを乙に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 甲は、当該業務を実施するために必要があると認めるときは、当該業務の実施状況を公表することができる。

- 4 乙は、第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、公共サービス改革法第55条及び第56条の規定により罰則が適用され得る。
- 5 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
- 6 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 7 第5項の調査において実施要項等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 8 甲が番号法第11条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条に基づく適切な監督を実施するために、乙は、甲の求めに応じ必要な資料を提出しなければならない。
- 9 前2項の規定は、第24条第1項の監査について準用する。
- 10 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し当該業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。
- 11 乙は、甲から求めがあったときは、乙の資本関係、役員、本業務の履行場所並びに業務委託員の所属、専門性、実績及び国籍について甲に報告しなければならない。

(品質保持)

- 第23条 甲は、当該業務の品質を保持するため、乙が滞納者に対して実施した納付督促(免除等申請手続の勧奨業務を含む。)の内容について、乙にその事蹟の提出を求めることができることとし、乙は、甲から求めがあった場合は、これに応じなければならない。
- 2 乙は、業務委託員が行う督促活動について、モニタリング等により督促活動の実態を把握し、業務の改善策について検討の上実施するとともに、事業実施状況について、自主的に点検の上、品質の向上及び事故の未然防止に関する実施結果について、実施要項等に定める期日までに甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は、前2項の内容に関して更なる確認等が必要と認められる場合は、前条に規定する調査を行うものとする。

(監査)

- 第24条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し協力の求めがあった場合においては、これに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断した場合には、事前に通知することなく立入監査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第25条 本契約に基づく成果物の所有権は、第20条第3項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときより、甲は乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(事故報告等)

第26条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。

(2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。

2 乙は、前項の報告をした後、直ちに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 乙は、当該業務の実施に際し、実施要項等に定める事項に違反する若しくは違反すると疑われる事象に関する情報、又は法令違反通報、内部通報若しくは外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は、必要に応じて指示を行うものとする。

4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項又は第3項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

6 甲又は監督職員は、第1項又は第3項に規定する事故等が発生した場合、第22条による調査等及び第24条による監査を行うことができる。

7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

8 乙は、次の各号の一に該当したときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。ただし、第2号から第4号までにあつては、本契約締結以前にこれらの認定を受けていない場合は、この限りではない。

(1) 情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたとき

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）が取り消されたとき

(3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定）が取り消されたとき

(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）が取り消されたとき

(公益通報者の保護)

第27条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する

行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(対価の支払)

- 第28条 乙は、第20条第3項に規定する甲の検査に合格したときは、契約金額の内訳で示した月額を支払を、甲の定める手続にしたがって、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができることとする。
- 2 乙は、第7条の規定により委託費が追加して支払われる場合には、乙の業務実績確定後、速やかに当該増額分の支払を甲の出納責任者に請求するものとする。
- 3 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 4 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。
- 5 甲は、第8条の規定により乙による委託費の返納を要する場合には、乙の業務実績が確定後、当該額の返納を乙に請求するものとする。乙は、当該請求の日から起算して30日以内に返納するものとする。
- 6 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、委託費を支払わないことができる。
- (1) 関係法令又は本契約の条項に違反した場合
 - (2) 第21条第1項に規定する指示に従わなかった場合
 - (3) 第22条に規定する調査等を拒否し、又は虚偽の回答をした場合
 - (4) 偽りその他不正の行為により当該業務を受託した場合
 - (5) 偽りその他不正の行為により委託費の支払を受けようとし、又は受けた場合
- 7 委託費の支払の名宛人については、乙が当該業務の一部を共同企業体を結成した企業に実施させるかどうかにかかわらず、乙とする。

(支払遅延損害金)

第29条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に甲の出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して、支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第30条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金

融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、前項ただし書に基づいて特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知若しくは承諾の依頼を行い、又は乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあつては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(特許権等の費用負担)

第31条 当該業務の実施に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

(著作権等)

第32条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。)は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。
ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。
- (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で行い、受けなければならない。
- (4) 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、実施要項等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)

を行使することができない。

(契約不適合責任)

第33条 甲は、本契約に基づく成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完を請求するとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第34条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(履行不能等の通知)

第35条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第36条 甲は、自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、成果物が契約不適合である場合において、第33条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第42条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 公共サービス改革法第22条第1項第1号又は第2号に該当するとき。
- (2) 公共サービス改革法第33条第9項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 実施要項に定める禁止行為を行ったとき。

- (4) 実施要項に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
- (5) 実施要項に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務にかかる報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- (8) 国民年金法第109条の2第6項の規定により、指定全額免除申請事務取扱者の指定が取り消されたとき。
- (9) 第21条第1項に規定する指示に対し、一定期間が経過した後において全ての達成目標の各月若しくは期末の達成割合が80%を下回っている場合又は正当な理由なく指示に従わない場合等、業務の改善が見られないと認められる場合であって、当該業務全体の状況を考慮した上で契約の解除が必要と判断されたとき。
- (10) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (11) 本契約締結後、乙が実施要項等に定める業務履行体制を確保できないと認められるとき。
- (12) 第5条に規定する履行期限内に実施要項等に定める業務を完了しないとき。
- (13) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (14) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (15) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (16) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (17) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (18) 本契約又は実施要項等に定められた内容に違反したとき。
- (19) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (20) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (21) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
- (22) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (23) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受けたとき、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (24) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (25) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (26) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (27) 反社会的勢力と判明した場合、反社会的勢力を構成する者を当該業務を統括する者若しくは従業員としている場合、又は反社会的勢力と取引がある場合。

なお、取引とは、社会的に非難されるべき関係を有していることを含み、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (28) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (29) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
- (30) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (31) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反若しくは個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき、又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (32) 乙が情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証を取り消されたとき、又は認証を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (33) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号の一に該当したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第26号又は第30号から第32号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、乙から提供される業務の品質が、本契約の締結の際に定められた業務の品質に関する合意に達しない場合で、かつ、その改善が見込めない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

(違約金)

第37条 前条第2項から第5項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合の取扱いは、次に掲げるところによることとする。

- (1) 甲は、乙に対し、当該解除の日までに本契約に基づき乙が業務を実施した期間にかかる委託費を支払う。
- (2) 乙は、違約金として契約金額から第20条第3項の規定による検査が完了した期間に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期間内に、甲に支払わなければならない。
- (3) 甲は、乙が前号の違約金を甲が指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年3%の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (4) 甲は、本契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第39条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(乙の解除権)

第38条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第39条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が乙に不利な時期に第36条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。
- 3 第36条第2項から第5項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。この損害額が第37条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 4 甲及び乙は、本契約書又は実施要項等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対して生じた損害を賠償しなければならない。ただし、第49条第1項に規定する損害を賠償する場合は、この限りでない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。
- 6 第21条第1項又は第22条第7項の規定により、甲が当該業務の全部又は一部を中止又は停止した場合、乙は、これによって乙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。同条第9項において準用する場合も同様とする。
- 7 当該業務の実施に当たり、乙又は業務委託員が、故意又は過失により第三者に損害を与えたときの取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 甲が当該第三者に対する賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について甲の責に帰すべき理由が存する場合は、甲が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
 - (2) 乙が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について甲の責に帰すべき理由が存在するときは、乙は甲に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(委託費の返還)

第40条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、甲は、その額につき委託費の支払の日の翌日から委託費の返還の日までの日数に応じて、年3%の割

合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

- (1) 関係法令又は本契約の条項に違反した場合
 - (2) 第21条第1項に規定する指示に従わなかった場合
 - (3) 第22条に規定する調査等を拒否し、又は虚偽の回答をした場合
 - (4) 偽りその他不正の行為により当該業務を受託した場合
 - (5) 偽りその他不正の行為により委託費の支払を受けようとし、又は受けた場合
- 2 乙は、委託費の過誤払があったときは、それを返還しなければならない。

(事情の変更)

第41条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、甲からの要請に応じて、本事業の停止若しくは一時停止（以下「事業の停止等」という。）又は中止をしたことにより、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

3 前2項に規定する協議の申入れは、事業の停止等を伴う場合は当該事業の停止等を終えた日から起算して30日を経過する日までに、事業の停止等を伴わない場合は事情の変更の原因が生じた日から起算して30日を経過する日までに、書面により行うものとする。

4 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

5 甲は、第5条第2項の規定により委託期間を延長したことにより、本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。ただし、実施要項等に定める対象業務の内容及び事業実施体制については、甲からの要請に応じて本事業の停止又は追加等を行う場合を除き、協議による変更をすることができない。

6 前2項の規定により契約金額の変更に関して協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第42条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを

含む。)

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第43条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

第44条 第42条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第45条 乙が第43条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が

定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（機器の使用）

第46条 甲は、乙が当該業務を行うために必要な範囲において、社会保険オンラインシステムの照会用窓口装置及び検疫PC（以下「機器」という。）を貸与するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により使用を認められた機器については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- 3 乙は、第1項の規定により貸与された機器について、乙の責に帰すべき事由により破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、甲に対して生じた一切の損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、当該業務の終了、甲からの返却の指示があった場合又は貸与の必要がなくなった場合等には、第1項の規定により貸与された機器を速やかに甲に返却しなければならない。
- 5 乙及びその従業員は、第1項の規定により貸与された機器のハードウェアやソフトウェア等に意図せざる不正な変更を加えてはならない。乙は、業務の一部を第三者に委託した場合は、当該第三者に対し、この項と同等の義務を課さなければならない。

（補償事項）

第47条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

（業務の処理責任）

第48条 乙の行う当該業務の処理に誤り若しくは不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は、甲に対して直ちに完全な履行となるよう追完を行うとともに、甲に生じた損害につき賠償する責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な不良や欠陥等があった場合等乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

（知的財産権）

第49条 乙は、実施要項等に定める委託内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、実施要項等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（損害賠償等にかかる調査）

第50条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状

況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。
- 3 前2項の規定は、当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に再委託する場合において、当該第三者に対しても適用する。

(支払対価の相殺)

第51条 乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲は、いつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第52条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第53条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第54条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条第1項及び第6項、第26条第1項から第3項まで及び第6項、第27条、第29条、第33条、第34条、第36条第3項、第39条、第40条、第43条から第45条まで、第47条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 ○○ ○○ 印

乙 ○○○○
株式会社○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○ 印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名 印

1. 契約名称

2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、その発生と同時に、日本年金機構に譲渡することを異議なく承諾いたします。

また、当該著作物に関する著作者人格権を、自ら行使せず、当該著作物の作成者その他の第三者に行使させないことを誓約いたします。

以上

対象地域（東日本①地区）

都道府県	年金事務所	管轄区域
北海道	札幌東	札幌市のうち東区、白石区、豊平区
	札幌西	札幌市のうち中央区、南区
	函館	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡
	旭川	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 上川郡（帯広年金事務所管内の地域を除く。）空知郡（岩見沢及び砂川年金事務所管内の地域を除く。）勇払郡のうち占冠村 中川郡（帯広年金事務所管内の地域を除く。）雨竜郡のうち幌加内町
	釧路	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡
	岩見沢	岩見沢市 夕張市 美瑛市 三笠市 空知郡のうち南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町
	室蘭	室蘭市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡
	小樽	小樽市 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡（室蘭年金事務所管内の地域を除く。）岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡
	北見	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡
	帯広	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町及び本別町 足寄郡 十勝郡
	砂川	砂川市 芦別市 赤平市 滝川市 歌志内市 深川市 空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 樺戸郡（岩見沢年金事務所管内の地域を除く。）雨竜郡（旭川年金事務所管内の地域を除く。）
	稚内	稚内市 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡
	留萌	留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡
	苫小牧	苫小牧市 白老郡 勇払郡（旭川年金事務所管内の地域を除く。）沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡
	札幌北	札幌市のうち北区、西区、手稲区 石狩市 石狩郡
	新さっぽろ	札幌市のうち厚別区、清田区 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市
青森	青森	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町、七戸町及び東北町
	八戸	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町及びおいらせ町 三戸郡
	弘前	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡
	むつ	むつ市 上北郡のうち横浜町及び六ヶ所村 下北郡
岩手	盛岡	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡
	一関	一関市 大船渡市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡
	宮古	宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡
	二戸	二戸市 久慈市 九戸郡 二戸郡
	花巻	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡
宮城	仙台南	仙台市のうち若林区、太白区 名取市 岩沼市 亶理郡
	仙台北	仙台市のうち青葉区、泉区 富谷市 黒川郡
	石巻	石巻市 気仙沼市 東松島市 牡鹿郡 本吉郡
	古川	大崎市 登米市 栗原市 加美郡 遠田郡
	仙台東	仙台市のうち宮城野区 塩竈市 多賀城市 宮城郡
	大河原	白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡
秋田	秋田	秋田市 男鹿市 潟上市 山本郡のうち三種町 南秋田郡
	鷹巣	北秋田市 能代市 大館市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡（秋田年金事務所管内の地域を除く。）
	大曲	大崎市 横手市 湯沢市 仙北市 仙北郡 雄勝郡
	本荘	由利本荘市 にかほ市
山形	山形	山形市 上市市 天童市 東村山郡
	鶴岡	鶴岡市 酒田市 東田川郡 飽海郡
	米沢	米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡
	新庄	新庄市 尾花沢市 北村山郡 最上郡
	寒河江	寒河江市 村山市 東根市 西村山郡
福島	東北福島	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡
	平	いわき市 双葉郡
	郡山	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡
	会津若松	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡
	相馬	相馬市 南相馬市 相馬郡
	白河	白河市 西白河郡 東白川郡

対象地域（東日本①地区）

都道府県	年金事務所	管轄区域
茨城	水戸南	笠間市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 東茨城郡
	土浦	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市 稲敷郡 北相馬郡
	日立	日立市 高萩市 北茨城市
	下館	筑西市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 桜川市 常総市 結城郡 猿島郡
	水戸北	水戸市 常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡
栃木	宇都宮西	宇都宮市 鹿沼市 河内郡
	栃木	栃木市 足利市 佐野市 小山市 下野市 下都賀郡
	大田原	大田原市 矢板市 那須塩原市 那須郡（宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。）
	今市	日光市 塩谷郡（宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。）
	宇都宮東	真岡市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 塩谷郡のうち高根沢町 那須郡のうち那珂川町
群馬	前橋	前橋市 伊勢崎市 佐波郡
	桐生	桐生市 みどり市
	高崎	高崎市 藤岡市 富岡市 安中市 多野郡 甘楽郡
	渋川	渋川市 沼田市 北群馬郡 吾妻郡 利根郡
	太田	太田市 館林市 邑楽郡
埼玉	浦和	さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区 川口市 蕨市 戸田市
	熊谷	熊谷市 行田市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 児玉郡 大里郡
	川越	川越市 東松山市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 入間郡（所沢年金事務所管内の地域を除く。） 比企郡
	大宮	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 北足立郡
	春日部	春日部市 さいたま市のうち岩槻区 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 南埼玉郡 北葛飾郡
	秩父	秩父市 秩父郡
	所沢	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市 入間郡のうち三芳町
	越谷	越谷市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市
新潟	新潟西	新潟市のうち中央区、西区、西蒲区 佐渡市
	長岡	長岡市 小千谷市 魚沼市 三島郡
	上越	上越市 糸魚川市 妙高市
	三条	三条市 加茂市 見附市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
	新発田	新発田市 村上市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 岩船郡
	柏崎	柏崎市 刈羽郡
	新潟東	新潟市のうち北区、東区、江南区、秋葉区、南区 五泉市 東蒲原郡
	六日町	南魚沼市 十日町市 南魚沼郡 中魚沼郡
長野	長野南	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
	岡谷	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
	飯田	飯田市 下伊那郡
	松本	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡
	小諸	小諸市 上田市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
	伊那	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡

対象地域（東日本②地区）

都道府県	年金事務所	管轄区域
東京	千代田	千代田区
	港	港区 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内
	中央	中央区
	上野	台東区
	文京	文京区
	足立	足立区
	江東	江東区
	江戸川	江戸川区
	墨田	墨田区
	葛飾	葛飾区
	板橋	板橋区
	池袋	豊島区
	新宿	新宿区
	杉並	杉並区
	渋谷	渋谷区
	世田谷	世田谷区
	品川	品川区
	大田	大田区
	立川	立川市 昭島市 小金井市 日野市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市
	武蔵野	武蔵野市 三鷹市 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
	八王子	八王子市 町田市
	練馬	練馬区
	目黒	目黒区
	荒川	荒川区
	北	北区
	中野	中野区
府中	府中市 調布市 狛江市 多摩市 稲城市	
青梅	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡	
山梨	甲府	甲府市 山梨市 笛吹市 甲州市
	大月	大月市 富士吉田市 都留市 上野原市 南都留郡 北都留郡
	竜王	甲斐市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 中央市 西八代郡 南巨摩郡 中巨摩郡
千葉	千葉	千葉市のうち中央区、若葉区、緑区 茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 大網白里市 山武郡 長生郡 夷隅郡
	船橋	船橋市 八千代市 印西市 白井市 印旛郡（幕張年金事務所管内の地域を除く。）
	木更津	木更津市 館山市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 安房郡
	佐原	香取市 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取郡
	松戸	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市
	幕張	千葉市のうち花見川区、稲毛区、美浜区 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 富里市 印旛郡のうち酒々井町
	市川	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市
神奈川	鶴見	横浜市のうち鶴見区、神奈川区
	横浜中	横浜市のうち西区、中区
	横浜南	横浜市のうち南区、磯子区、金沢区、港南区
	港北	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区
	横浜西	横浜市のうち保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区
	川崎	川崎市のうち川崎区、幸区
	平塚	平塚市 秦野市 伊勢原市 中郡
	相模原	相模原市 大和市
	小田原	小田原市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡
	横須賀	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡
	高津	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区
	厚木	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛甲郡
	藤沢	藤沢市 鎌倉市 茅ヶ崎市 高座郡

対象地域（西日本①地区）

都道府県	年金事務所	管轄区域
富山	富山	富山市
	高岡	高岡市 氷見市 射水市
	魚津	魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡
	砺波	砺波市 小矢部市 南砺市
石川	金沢北	金沢市 かほく市 河北郡
	七尾	七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡 鳳珠郡
	小松	小松市 加賀市 能美市 能美郡
	金沢南	白山市 野々市市
岐阜	岐阜南	羽島市 各務原市 羽島郡
	多治見	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市
	大垣	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡
	高山	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡
	美濃加茂	美濃加茂市 関市 美濃市 可児市 郡上市 加茂郡 可児郡
	岐阜北	岐阜市 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡
静岡	静岡	静岡市のうち葵区、駿河区
	浜松東	浜松市のうち浜名区、天竜区 磐田市
	浜松西	浜松市のうち中央区 湖西市
	沼津	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡
	島田	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡
	富士	富士市 富士宮市
	清水	静岡市のうち清水区
	三島	三島市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡
	掛川	掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡
愛知	大曾根	名古屋市のうち千種区、東区、守山区、名東区
	鶴舞	名古屋市のうち中区
	笠寺	名古屋市のうち瑞穂区、南区、緑区 豊明市
	中村	名古屋市のうち中村区 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡
	熱田	名古屋市のうち熱田区、中川区、港区
	昭和	名古屋市のうち昭和区、天白区 日進市 愛知郡
	名古屋北	名古屋市のうち北区 春日井市 小牧市
	名古屋西	名古屋市のうち西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡
	豊橋	豊橋市 蒲郡市 田原市
	一宮	一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡
	岡崎	岡崎市 額田郡
	半田	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡
	刈谷	刈谷市 碧南市 安城市 西尾市 知立市 高浜市
	瀬戸	瀬戸市 尾張旭市 長久手市
	豊田	豊田市 みよし市
	豊川	豊川市 新城市 北設楽郡
三重	津	津市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市
	四日市	四日市市 桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡
	松阪	松阪市 多気郡
	尾鷲	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡
	伊勢	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡

対象地域（西日本①地区）

都道府県	年金事務所	管轄区域
大阪	大手前	大阪市のうち都島区、中央区
	堀江	大阪市のうち西区、大正区
	市岡	大阪市のうち此花区、港区
	天満	大阪市のうち北区
	淀川	大阪市のうち東淀川区、淀川区
	今里	大阪市のうち東成区、生野区
	福島	大阪市のうち福島区、西淀川区
	城東	大阪市のうち旭区、城東区、鶴見区
	天王寺	大阪市のうち天王寺区、阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡
	難波	大阪市のうち浪速区
	玉出	大阪市のうち住吉区、西成区、住之江区
	八尾	八尾市 柏原市
	枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交野市
	豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡
	平野	大阪市のうち東住吉区、平野区
	貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡
	堺東	堺市
	東大阪	東大阪市
	吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡
	守口	守口市 大東市 門真市
堺西	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	
和歌山	和歌山東	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 伊都郡
	田辺	田辺市 御坊市 新宮市 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡
	和歌山西	海南市 有田市 海草郡 有田郡
奈良	奈良	奈良市 大和郡山市 生駒市 生駒郡
	大和高田	大和高田市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 北葛城郡 吉野郡（桜井年金事務所管内の地域を除く。）
	桜井	桜井市 天理市 橿原市 宇陀市 山辺郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 吉野郡のうち東吉野村
福井	福井	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡
	敦賀	敦賀市 小浜市 三方郡 大飯郡 三方上中郡
	武生	越前市 鯖江市 今立郡 南条郡 丹生郡
兵庫	三宮	神戸市のうち中央区
	須磨	神戸市のうち長田区、須磨区、垂水区、西区
	東灘	神戸市のうち東灘区、灘区
	兵庫	神戸市のうち兵庫区、北区
	尼崎	尼崎市 伊丹市 川西市 川辺郡
	姫路	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
	明石	明石市 洲本市 三木市 小野市 南あわじ市 淡路市 加東市
	豊岡	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
	西宮	西宮市 芦屋市 宝塚市 三田市 丹波篠山市 丹波市
	加古川	加古川市 西脇市 高砂市 加西市 多可郡 加古郡
滋賀	大津	大津市 高島市
	彦根	彦根市 長浜市 東近江市 米原市 愛知郡 犬上郡
	草津	草津市 近江八幡市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 蒲生郡
京都	上京	京都市のうち北区、上京区、左京区
	中京	京都市のうち中京区、東山区、山科区
	下京	京都市のうち下京区、南区
	京都南	京都市のうち伏見区 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡
	京都西	京都市のうち右京区、西京区 亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 乙訓郡 船井郡
	舞鶴	舞鶴市 福知山市 綾部市 宮津市 京丹後市 与謝郡

対象地域（西日本②地区）

都道府県	年金事務所	管轄区域
鳥取	鳥取	鳥取市 岩美郡 八頭郡
	米子	米子市 境港市 西伯郡 日野郡
	倉吉	倉吉市 東伯郡
島根	松江	松江市 安来市 雲南市 仁多郡 隠岐郡
	浜田	浜田市 益田市 江津市 邑智郡 鹿足郡
	出雲	出雲市 大田市 飯石郡
岡山	岡山西	岡山市 玉野市
	倉敷東	倉敷市 総社市 都窪郡
	津山	津山市 真庭市 美作市 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡
	高梁	高梁市 新見市 加賀郡
	岡山東	備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡
	倉敷西	笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡
広島	広島東	広島市のうち中区、安佐南区、安佐北区
	広島西	広島市のうち西区、佐伯区 大竹市 廿日市市 山県郡
	福山	福山市
	呉	呉市 竹原市 東広島市
	三原	三原市 尾道市 豊田郡 世羅郡
	三次	三次市 庄原市 安芸高田市
	広島南	広島市のうち東区、南区、安芸区 江田島市 安芸郡
	備後府中	府中市 神石郡
山口	山口	山口市 防府市
	下関	下関市
	徳山	下松市 光市 周南市 熊毛郡
	宇部	宇部市 美祢市 山陽小野田市
	岩国	岩国市 柳井市 大島郡 玖珂郡
	萩	萩市 長門市 阿武郡
徳島	徳島北	徳島市 鳴門市 吉野川市 阿波市 名西郡 板野郡
	阿波半田	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
	徳島南	小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 那賀郡 海部郡
香川	高松東	さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡
	高松西	高松市 坂出市 香川郡 綾歌郡
	善通寺	善通寺市 丸亀市 観音寺市 三豊市 仲多度郡
愛媛	松山西	大洲市 伊予市 伊予郡 喜多郡
	今治	今治市 越智郡
	宇和島	宇和島市 八幡浜市 西予市 西宇和郡 北宇和郡 南宇和郡
	松山東	松山市 東温市 上浮穴郡
	新居浜	新居浜市 西条市 四国中央市
高知	幡多	四万十市 宿毛市 土佐清水市 幡多郡
	南国	南国市 室戸市 安芸市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡
	高知西	高知市 土佐市 須崎市 土佐郡 吾川郡 高岡郡
福岡	博多	福岡市のうち博多区
	中福岡	福岡市のうち中央区
	南福岡	福岡市のうち南区 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 朝倉郡
	小倉北	北九州市のうち門司区、小倉北区
	久留米	久留米市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 三井郡 三潞郡 八女郡
	直方	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡
	八幡	北九州市のうち若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区 中間市 遠賀郡
	大牟田	大牟田市 柳川市 みやま市
	東福岡	福岡市のうち東区 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡
	小倉南	北九州市のうち小倉南区 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡
	西福岡	福岡市のうち西区、城南区、早良区 糸島市

対象地域（西日本②地区）

都道府県	年金事務所	管轄区域
佐賀	佐賀	佐賀市 鳥栖市 多久市 小城市 神埼市 神埼郡 三養基郡
	唐津	唐津市 伊万里市 東松浦郡
	武雄	武雄市 鹿島市 嬉野市 西松浦郡 杵島郡 藤津郡
長崎	長崎南	長崎市 対馬市 壱岐市 五島市 西海市 西彼杵郡 南松浦郡
	佐世保	佐世保市 平戸市 松浦市 北松浦郡
	諫早	諫早市 島原市 大村市 雲仙市 南島原市 東彼杵郡
熊本	熊本東	宇土市 宇城市 阿蘇市 下益城郡 阿蘇郡 上益城郡
	熊本西	熊本市 山鹿市 菊池市 合志市 菊池郡
	八代	八代市 人吉市 水俣市 八代郡 葦北郡 球磨郡
	本渡	天草市 上天草市 天草郡
	玉名	玉名市 荒尾市 玉名郡
大分	大分	大分市 竹田市 豊後大野市 由布市
	別府	別府市 中津市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 東国東郡 速見郡
	佐伯	佐伯市 臼杵市 津久見市
	日田	日田市 玖珠郡
宮崎	宮崎	宮崎市 日南市 東諸県郡
	延岡	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡
	都城	都城市 小林市 串間市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡
	高鍋	西都市 児湯郡
鹿児島	鹿児島南	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市
	川内	薩摩川内市 阿久根市 出水市 いちき串木野市 薩摩郡 出水郡
	鹿屋	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡
	奄美大島	奄美市 大島郡
	鹿児島北	鹿児島市 西之表市 日置市 鹿児島郡 熊毛郡
	加治木	霧島市 伊佐市 姦良市 姦良郡
沖縄	那覇	那覇市 糸満市 豊見城市 島尻郡（浦添及び名護年金事務所管内の地域を除く。）
	コザ	沖縄市 宜野湾市 うるま市 中頭郡（浦添年金事務所管内の地域を除く。）
	名護	名護市 国頭郡 島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村
	平良	宮古島市 宮古郡
	石垣	石垣市 八重山郡
	浦添	浦添市 南城市 中頭郡のうち西原町 島尻郡のうち与那原町及び久米島町

年金事務所別達成目標等一覧

現年度・過年度1年目・過年度2年目単位：率 口座振替等単位：件

入札地区	都道府県	年金事務所	第1期(令和8年5月～令和9年4月)				第2期(令和9年5月～令和10年4月)				第3期(令和10年5月～令和11年4月)			
			督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標
			現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
東日本①	北海道	札幌東	11.25%	8.24%	4.53%	186	11.25%	8.24%	4.53%	186	11.25%	8.24%	4.53%	186
東日本①	北海道	札幌西	11.25%	8.24%	4.53%	116	11.25%	8.24%	4.53%	116	11.25%	8.24%	4.53%	116
東日本①	北海道	函館	11.25%	8.24%	4.78%	69	11.25%	8.24%	4.78%	69	11.25%	8.24%	4.78%	69
東日本①	北海道	旭川	11.25%	8.50%	4.73%	149	11.25%	8.50%	4.73%	149	11.25%	8.50%	4.73%	149
東日本①	北海道	釧路	11.25%	8.24%	4.53%	55	11.25%	8.24%	4.53%	55	11.25%	8.24%	4.53%	55
東日本①	北海道	岩見沢	11.25%	11.07%	5.23%	24	11.25%	11.07%	5.23%	24	11.25%	11.07%	5.23%	24
東日本①	北海道	室蘭	12.67%	10.92%	4.63%	29	12.67%	10.92%	4.63%	29	12.67%	10.92%	4.63%	29
東日本①	北海道	小樽	12.73%	11.72%	6.79%	32	12.73%	11.72%	6.79%	32	12.73%	11.72%	6.79%	32
東日本①	北海道	北見	12.82%	10.96%	5.09%	51	12.82%	10.96%	5.09%	51	12.82%	10.96%	5.09%	51
東日本①	北海道	帯広	11.25%	8.72%	4.53%	90	11.25%	8.72%	4.53%	90	11.25%	8.72%	4.53%	90
東日本①	北海道	砂川	13.81%	10.96%	6.33%	23	13.81%	10.96%	6.33%	23	13.81%	10.96%	6.33%	23
東日本①	北海道	稚内	13.80%	10.62%	4.84%	25	13.80%	10.62%	4.84%	25	13.80%	10.62%	4.84%	25
東日本①	北海道	留萌	24.66%	28.10%	9.09%	8	24.66%	28.10%	9.09%	8	24.66%	28.10%	9.09%	8
東日本①	北海道	苫小牧	11.25%	8.24%	4.53%	76	11.25%	8.24%	4.53%	76	11.25%	8.24%	4.53%	76
東日本①	北海道	札幌北	11.25%	8.24%	4.53%	175	11.25%	8.24%	4.53%	175	11.25%	8.24%	4.53%	175
東日本①	北海道	新さっぽろ	11.25%	9.27%	4.62%	91	11.25%	9.27%	4.62%	91	11.25%	9.27%	4.62%	91
東日本①	青森県	青森	11.74%	9.96%	5.29%	56	11.74%	9.96%	5.29%	56	11.74%	9.96%	5.29%	56
東日本①	青森県	八戸	11.91%	9.32%	4.53%	121	11.91%	9.32%	4.53%	121	11.91%	9.32%	4.53%	121
東日本①	青森県	弘前	11.26%	8.68%	4.53%	85	11.26%	8.68%	4.53%	85	11.26%	8.68%	4.53%	85
東日本①	青森県	むつ	11.25%	9.94%	5.97%	7	11.25%	9.94%	5.97%	7	11.25%	9.94%	5.97%	7
東日本①	岩手県	盛岡	11.72%	9.57%	4.89%	103	11.72%	9.57%	4.89%	103	11.72%	9.57%	4.89%	103
東日本①	岩手県	一関	13.08%	12.15%	5.66%	47	13.08%	12.15%	5.66%	47	13.08%	12.15%	5.66%	47
東日本①	岩手県	宮古	15.96%	14.16%	8.00%	36	15.96%	14.16%	8.00%	36	15.96%	14.16%	8.00%	36
東日本①	岩手県	二戸	15.89%	12.91%	6.25%	73	15.89%	12.91%	6.25%	73	15.89%	12.91%	6.25%	73
東日本①	岩手県	花巻	13.19%	11.15%	6.06%	26	13.19%	11.15%	6.06%	26	13.19%	11.15%	6.06%	26
東日本①	宮城県	仙台南	11.25%	9.49%	4.53%	151	11.25%	9.49%	4.53%	151	11.25%	9.49%	4.53%	151
東日本①	宮城県	仙台北	11.25%	9.60%	4.53%	234	11.25%	9.60%	4.53%	234	11.25%	9.60%	4.53%	234
東日本①	宮城県	石巻	11.44%	10.38%	4.82%	69	11.44%	10.38%	4.82%	69	11.44%	10.38%	4.82%	69
東日本①	宮城県	古川	11.25%	8.87%	4.59%	50	11.25%	8.87%	4.59%	50	11.25%	8.87%	4.59%	50
東日本①	宮城県	仙台東	11.25%	9.42%	4.53%	99	11.25%	9.42%	4.53%	99	11.25%	9.42%	4.53%	99
東日本①	宮城県	大河原	11.31%	8.57%	4.53%	55	11.31%	8.57%	4.53%	55	11.31%	8.57%	4.53%	55
東日本①	秋田県	秋田	11.48%	9.86%	4.74%	65	11.48%	9.86%	4.74%	65	11.48%	9.86%	4.74%	65
東日本①	秋田県	鷹巣	12.52%	9.63%	5.20%	38	12.52%	9.63%	5.20%	38	12.52%	9.63%	5.20%	38
東日本①	秋田県	大曲	12.95%	13.02%	5.49%	39	12.95%	13.02%	5.49%	39	12.95%	13.02%	5.49%	39
東日本①	秋田県	本荘	15.06%	12.19%	6.72%	25	15.06%	12.19%	6.72%	25	15.06%	12.19%	6.72%	25
東日本①	山形県	山形	13.00%	10.43%	4.53%	82	13.00%	10.43%	4.53%	82	13.00%	10.43%	4.53%	82
東日本①	山形県	鶴岡	13.32%	12.42%	6.37%	50	13.32%	12.42%	6.37%	50	13.32%	12.42%	6.37%	50
東日本①	山形県	米沢	12.83%	9.01%	4.70%	56	12.83%	9.01%	4.70%	56	12.83%	9.01%	4.70%	56
東日本①	山形県	新庄	13.15%	10.58%	5.53%	28	13.15%	10.58%	5.53%	28	13.15%	10.58%	5.53%	28
東日本①	山形県	寒河江	14.79%	10.39%	4.56%	59	14.79%	10.39%	4.56%	59	14.79%	10.39%	4.56%	59
東日本①	福島県	東北福島	12.27%	10.76%	4.53%	110	12.27%	10.76%	4.53%	110	12.27%	10.76%	4.53%	110
東日本①	福島県	平	11.25%	8.24%	4.53%	68	11.25%	8.24%	4.53%	68	11.25%	8.24%	4.53%	68
東日本①	福島県	郡山	11.25%	8.92%	4.53%	97	11.25%	8.92%	4.53%	97	11.25%	8.92%	4.53%	97
東日本①	福島県	会津若松	11.33%	8.82%	4.53%	67	11.33%	8.82%	4.53%	67	11.33%	8.82%	4.53%	67
東日本①	福島県	相馬	14.53%	13.68%	5.22%	19	14.53%	13.68%	5.22%	19	14.53%	13.68%	5.22%	19
東日本①	福島県	白河	13.19%	11.14%	4.59%	36	13.19%	11.14%	4.59%	36	13.19%	11.14%	4.59%	36
東日本①	茨城県	水戸南	11.25%	8.24%	4.53%	88	11.25%	8.24%	4.53%	88	11.25%	8.24%	4.53%	88
東日本①	茨城県	土浦	11.25%	8.24%	4.53%	216	11.25%	8.24%	4.53%	216	11.25%	8.24%	4.53%	216
東日本①	茨城県	日立	11.81%	10.28%	5.06%	36	11.81%	10.28%	5.06%	36	11.81%	10.28%	5.06%	36
東日本①	茨城県	下館	11.25%	8.24%	4.53%	184	11.25%	8.24%	4.53%	184	11.25%	8.24%	4.53%	184
東日本①	茨城県	水戸北	11.25%	8.24%	4.53%	102	11.25%	8.24%	4.53%	102	11.25%	8.24%	4.53%	102
東日本①	栃木県	宇都宮西	11.25%	8.24%	4.53%	112	11.25%	8.24%	4.53%	112	11.25%	8.24%	4.53%	112
東日本①	栃木県	栃木	11.25%	8.24%	4.53%	133	11.25%	8.24%	4.53%	133	11.25%	8.24%	4.53%	133
東日本①	栃木県	大田原	11.25%	8.24%	4.53%	49	11.25%	8.24%	4.53%	49	11.25%	8.24%	4.53%	49
東日本①	栃木県	今市	11.93%	8.81%	4.53%	20	11.93%	8.81%	4.53%	20	11.93%	8.81%	4.53%	20
東日本①	栃木県	宇都宮東	11.25%	8.24%	4.72%	59	11.25%	8.24%	4.72%	59	11.25%	8.24%	4.72%	59
東日本①	群馬県	前橋	11.25%	8.24%	4.53%	136	11.25%	8.24%	4.53%	136	11.25%	8.24%	4.53%	136
東日本①	群馬県	桐生	11.55%	10.32%	6.08%	36	11.55%	10.32%	6.08%	36	11.55%	10.32%	6.08%	36
東日本①	群馬県	高崎	11.25%	8.49%	4.71%	140	11.25%	8.49%	4.71%	140	11.25%	8.49%	4.71%	140
東日本①	群馬県	渋川	11.25%	9.72%	5.21%	56	11.25%	9.72%	5.21%	56	11.25%	9.72%	5.21%	56

年金事務所別達成目標等一覧

現年度・過年度1年目・過年度2年目単位：率 口座振替等単位：件

入札地区	都道府県	年金事務所	第1期（令和8年5月～令和9年4月）				第2期（令和9年5月～令和10年4月）				第3期（令和10年5月～令和11年4月）			
			督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標
			現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
東日本①	群馬県	太田	11.25%	8.24%	4.53%	72	11.25%	8.24%	4.53%	72	11.25%	8.24%	4.53%	72
東日本①	埼玉県	浦和	11.25%	8.24%	4.53%	389	11.25%	8.24%	4.53%	389	11.25%	8.24%	4.53%	389
東日本①	埼玉県	熊谷	11.25%	8.24%	4.53%	120	11.25%	8.24%	4.53%	120	11.25%	8.24%	4.53%	120
東日本①	埼玉県	川越	11.25%	8.24%	4.96%	366	11.25%	8.24%	4.96%	366	11.25%	8.24%	4.96%	366
東日本①	埼玉県	大宮	11.58%	8.24%	4.65%	180	11.58%	8.24%	4.65%	180	11.58%	8.24%	4.65%	180
東日本①	埼玉県	春日部	12.00%	8.39%	5.26%	123	12.00%	8.39%	5.26%	123	12.00%	8.39%	5.26%	123
東日本①	埼玉県	秩父	16.74%	15.06%	9.69%	30	16.74%	15.06%	9.69%	30	16.74%	15.06%	9.69%	30
東日本①	埼玉県	所沢	11.25%	8.33%	4.72%	193	11.25%	8.33%	4.72%	193	11.25%	8.33%	4.72%	193
東日本①	埼玉県	越谷	11.25%	8.99%	4.94%	192	11.25%	8.99%	4.94%	192	11.25%	8.99%	4.94%	192
東日本①	新潟県	新潟西	13.82%	12.27%	6.62%	151	13.82%	12.27%	6.62%	151	13.82%	12.27%	6.62%	151
東日本①	新潟県	長岡	14.90%	13.95%	6.69%	51	14.90%	13.95%	6.69%	51	14.90%	13.95%	6.69%	51
東日本①	新潟県	上越	15.29%	13.57%	6.88%	72	15.29%	13.57%	6.88%	72	15.29%	13.57%	6.88%	72
東日本①	新潟県	三条	15.01%	13.86%	6.73%	54	15.01%	13.86%	6.73%	54	15.01%	13.86%	6.73%	54
東日本①	新潟県	新発田	14.81%	11.41%	5.40%	58	14.81%	11.41%	5.40%	58	14.81%	11.41%	5.40%	58
東日本①	新潟県	柏崎	19.87%	15.73%	9.75%	12	19.87%	15.73%	9.75%	12	19.87%	15.73%	9.75%	12
東日本①	新潟県	新潟東	14.27%	10.75%	5.24%	259	14.27%	10.75%	5.24%	259	14.27%	10.75%	5.24%	259
東日本①	新潟県	六日町	15.33%	14.30%	6.40%	32	15.33%	14.30%	6.40%	32	15.33%	14.30%	6.40%	32
東日本①	長野県	長野南	11.53%	8.93%	5.59%	177	11.53%	8.93%	5.59%	177	11.53%	8.93%	5.59%	177
東日本①	長野県	岡谷	11.25%	10.62%	4.72%	69	11.25%	10.62%	4.72%	69	11.25%	10.62%	4.72%	69
東日本①	長野県	飯田	12.95%	9.30%	4.73%	68	12.95%	9.30%	4.73%	68	12.95%	9.30%	4.73%	68
東日本①	長野県	松本	11.25%	8.92%	4.53%	245	11.25%	8.92%	4.53%	245	11.25%	8.92%	4.53%	245
東日本①	長野県	小諸	11.25%	8.49%	4.53%	137	11.25%	8.49%	4.53%	137	11.25%	8.49%	4.53%	137
東日本①	長野県	伊那	12.03%	12.49%	5.31%	51	12.03%	12.49%	5.31%	51	12.03%	12.49%	5.31%	51

年金事務所別達成目標等一覧

現年度・過年度1年目・過年度2年目単位：率 口座振替等単位：件

入札地区	都道府県	年金事務所	第1期(令和8年5月～令和9年4月)				第2期(令和9年5月～令和10年4月)				第3期(令和10年5月～令和11年4月)			
			督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標
			現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
東日本②	東京都	千代田	13.84%	11.93%	4.53%	52	13.84%	11.93%	4.53%	52	13.84%	11.93%	4.53%	52
東日本②	東京都	港	11.60%	9.23%	4.53%	163	11.60%	9.23%	4.53%	163	11.60%	9.23%	4.53%	163
東日本②	東京都	中央	12.08%	10.90%	4.53%	88	12.08%	10.90%	4.53%	88	12.08%	10.90%	4.53%	88
東日本②	東京都	上野	11.55%	8.24%	4.53%	69	11.55%	8.24%	4.53%	69	11.55%	8.24%	4.53%	69
東日本②	東京都	文京	15.05%	12.27%	4.53%	78	15.05%	12.27%	4.53%	78	15.05%	12.27%	4.53%	78
東日本②	東京都	足立	11.25%	8.24%	4.53%	195	11.25%	8.24%	4.53%	195	11.25%	8.24%	4.53%	195
東日本②	東京都	江東	12.54%	10.72%	4.53%	124	12.54%	10.72%	4.53%	124	12.54%	10.72%	4.53%	124
東日本②	東京都	江戸川	11.25%	8.24%	4.53%	168	11.25%	8.24%	4.53%	168	11.25%	8.24%	4.53%	168
東日本②	東京都	墨田	12.36%	9.98%	4.53%	99	12.36%	9.98%	4.53%	99	12.36%	9.98%	4.53%	99
東日本②	東京都	葛飾	11.25%	8.24%	4.53%	130	11.25%	8.24%	4.53%	130	11.25%	8.24%	4.53%	130
東日本②	東京都	板橋	11.25%	8.24%	4.53%	156	11.25%	8.24%	4.53%	156	11.25%	8.24%	4.53%	156
東日本②	東京都	池袋	11.25%	8.24%	4.53%	107	11.25%	8.24%	4.53%	107	11.25%	8.24%	4.53%	107
東日本②	東京都	新宿	11.25%	8.24%	4.53%	158	11.25%	8.24%	4.53%	158	11.25%	8.24%	4.53%	158
東日本②	東京都	杉並	11.25%	8.24%	4.53%	212	11.25%	8.24%	4.53%	212	11.25%	8.24%	4.53%	212
東日本②	東京都	渋谷	12.87%	10.54%	4.53%	120	12.87%	10.54%	4.53%	120	12.87%	10.54%	4.53%	120
東日本②	東京都	世田谷	11.49%	8.95%	4.53%	474	11.49%	8.95%	4.53%	474	11.49%	8.95%	4.53%	474
東日本②	東京都	品川	11.98%	10.58%	4.53%	150	11.98%	10.58%	4.53%	150	11.98%	10.58%	4.53%	150
東日本②	東京都	大田	11.25%	8.79%	4.53%	237	11.25%	8.79%	4.53%	237	11.25%	8.79%	4.53%	237
東日本②	東京都	立川	11.25%	8.24%	5.62%	314	11.25%	8.24%	5.62%	314	11.25%	8.24%	5.62%	314
東日本②	東京都	武蔵野	11.25%	8.73%	4.53%	362	11.25%	8.73%	4.53%	362	11.25%	8.73%	4.53%	362
東日本②	東京都	八王子	11.25%	8.74%	4.53%	345	11.25%	8.74%	4.53%	345	11.25%	8.74%	4.53%	345
東日本②	東京都	練馬	11.25%	8.33%	4.53%	214	11.25%	8.33%	4.53%	214	11.25%	8.33%	4.53%	214
東日本②	東京都	目黒	11.25%	9.89%	4.53%	115	11.25%	9.89%	4.53%	115	11.25%	9.89%	4.53%	115
東日本②	東京都	荒川	11.25%	8.24%	4.53%	59	11.25%	8.24%	4.53%	59	11.25%	8.24%	4.53%	59
東日本②	東京都	北	11.25%	8.24%	4.53%	80	11.25%	8.24%	4.53%	80	11.25%	8.24%	4.53%	80
東日本②	東京都	中野	11.25%	8.68%	4.53%	180	11.25%	8.68%	4.53%	180	11.25%	8.68%	4.53%	180
東日本②	東京都	府中	11.25%	8.24%	4.53%	262	11.25%	8.24%	4.53%	262	11.25%	8.24%	4.53%	262
東日本②	東京都	青梅	11.25%	8.24%	4.53%	71	11.25%	8.24%	4.53%	71	11.25%	8.24%	4.53%	71
東日本②	山梨県	甲府	12.05%	10.90%	4.53%	167	12.05%	10.90%	4.53%	167	12.05%	10.90%	4.53%	167
東日本②	山梨県	大月	11.29%	9.11%	4.53%	58	11.29%	9.11%	4.53%	58	11.29%	9.11%	4.53%	58
東日本②	山梨県	竜王	13.40%	12.24%	5.57%	154	13.40%	12.24%	5.57%	154	13.40%	12.24%	5.57%	154
東日本②	千葉県	千葉	11.25%	8.24%	4.53%	245	11.25%	8.24%	4.53%	245	11.25%	8.24%	4.53%	245
東日本②	千葉県	船橋	13.28%	8.52%	4.93%	244	13.28%	8.52%	4.93%	244	13.28%	8.52%	4.93%	244
東日本②	千葉県	木更津	11.25%	8.24%	4.53%	159	11.25%	8.24%	4.53%	159	11.25%	8.24%	4.53%	159
東日本②	千葉県	佐原	11.25%	8.24%	4.97%	97	11.25%	8.24%	4.97%	97	11.25%	8.24%	4.97%	97
東日本②	千葉県	松戸	11.25%	9.21%	4.53%	393	11.25%	9.21%	4.53%	393	11.25%	9.21%	4.53%	393
東日本②	千葉県	幕張	11.25%	8.24%	4.53%	284	11.25%	8.24%	4.53%	284	11.25%	8.24%	4.53%	284
東日本②	千葉県	市川	11.56%	8.24%	4.53%	238	11.56%	8.24%	4.53%	238	11.56%	8.24%	4.53%	238
東日本②	神奈川県	鶴見	11.25%	8.25%	4.53%	136	11.25%	8.25%	4.53%	136	11.25%	8.25%	4.53%	136
東日本②	神奈川県	横浜中	11.25%	8.24%	4.53%	103	11.25%	8.24%	4.53%	103	11.25%	8.24%	4.53%	103
東日本②	神奈川県	横浜南	11.25%	10.02%	4.53%	205	11.25%	10.02%	4.53%	205	11.25%	10.02%	4.53%	205
東日本②	神奈川県	港北	13.71%	11.11%	5.74%	323	13.71%	11.11%	5.74%	323	13.71%	11.11%	5.74%	323
東日本②	神奈川県	横浜西	11.25%	11.60%	5.42%	242	11.25%	11.60%	5.42%	242	11.25%	11.60%	5.42%	242
東日本②	神奈川県	川崎	11.25%	8.24%	4.53%	81	11.25%	8.24%	4.53%	81	11.25%	8.24%	4.53%	81
東日本②	神奈川県	平塚	11.29%	8.24%	4.53%	125	11.29%	8.24%	4.53%	125	11.29%	8.24%	4.53%	125
東日本②	神奈川県	相模原	11.25%	9.92%	5.38%	214	11.25%	9.92%	5.38%	214	11.25%	9.92%	5.38%	214
東日本②	神奈川県	小田原	13.10%	9.92%	5.17%	67	13.10%	9.92%	5.17%	67	13.10%	9.92%	5.17%	67
東日本②	神奈川県	横須賀	13.53%	10.37%	4.67%	146	13.53%	10.37%	4.67%	146	13.53%	10.37%	4.67%	146
東日本②	神奈川県	高津	12.71%	9.42%	4.83%	345	12.71%	9.42%	4.83%	345	12.71%	9.42%	4.83%	345
東日本②	神奈川県	厚木	12.79%	11.21%	5.43%	153	12.79%	11.21%	5.43%	153	12.79%	11.21%	5.43%	153
東日本②	神奈川県	藤沢	12.86%	10.34%	5.03%	251	12.86%	10.34%	5.03%	251	12.86%	10.34%	5.03%	251

年金事務所別達成目標等一覧

現年度・過年度1年目・過年度2年目単位：率 口座振替等単位：件

入札地区	都道府県	年金事務所	第1期(令和8年5月～令和9年4月)				第2期(令和9年5月～令和10年4月)				第3期(令和10年5月～令和11年4月)			
			督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標
			現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
西日本①	富山県	富山	13.55%	9.88%	4.85%	68	13.55%	9.88%	4.85%	68	13.55%	9.88%	4.85%	68
西日本①	富山県	高岡	12.47%	9.38%	5.61%	54	12.47%	9.38%	5.61%	54	12.47%	9.38%	5.61%	54
西日本①	富山県	魚津	18.77%	13.68%	7.35%	117	18.77%	13.68%	7.35%	117	18.77%	13.68%	7.35%	117
西日本①	富山県	砺波	16.34%	14.03%	7.36%	24	16.34%	14.03%	7.36%	24	16.34%	14.03%	7.36%	24
西日本①	石川県	金沢北	12.96%	9.80%	5.65%	132	12.96%	9.80%	5.65%	132	12.96%	9.80%	5.65%	132
西日本①	石川県	七尾	13.47%	10.96%	6.44%	38	13.47%	10.96%	6.44%	38	13.47%	10.96%	6.44%	38
西日本①	石川県	小松	14.78%	10.04%	4.60%	41	14.78%	10.04%	4.60%	41	14.78%	10.04%	4.60%	41
西日本①	石川県	金沢南	14.56%	11.89%	6.44%	28	14.56%	11.89%	6.44%	28	14.56%	11.89%	6.44%	28
西日本①	岐阜県	岐阜南	11.25%	8.26%	4.53%	80	11.25%	8.26%	4.53%	80	11.25%	8.26%	4.53%	80
西日本①	岐阜県	多治見	13.47%	8.94%	5.39%	78	13.47%	8.94%	5.39%	78	13.47%	8.94%	5.39%	78
西日本①	岐阜県	大垣	13.01%	8.64%	4.87%	56	13.01%	8.64%	4.87%	56	13.01%	8.64%	4.87%	56
西日本①	岐阜県	高山	15.81%	10.74%	6.53%	29	15.81%	10.74%	6.53%	29	15.81%	10.74%	6.53%	29
西日本①	岐阜県	美濃加茂	12.71%	8.24%	4.53%	50	12.71%	8.24%	4.53%	50	12.71%	8.24%	4.53%	50
西日本①	岐阜県	岐阜北	11.25%	8.24%	4.60%	88	11.25%	8.24%	4.60%	88	11.25%	8.24%	4.60%	88
西日本①	静岡県	静岡	14.40%	10.52%	6.67%	90	14.40%	10.52%	6.67%	90	14.40%	10.52%	6.67%	90
西日本①	静岡県	浜松東	12.15%	8.24%	4.53%	89	12.15%	8.24%	4.53%	89	12.15%	8.24%	4.53%	89
西日本①	静岡県	浜松西	11.78%	8.24%	4.70%	104	11.78%	8.24%	4.70%	104	11.78%	8.24%	4.70%	104
西日本①	静岡県	沼津	11.84%	8.24%	4.53%	73	11.84%	8.24%	4.53%	73	11.84%	8.24%	4.53%	73
西日本①	静岡県	島田	13.61%	8.24%	4.53%	84	13.61%	8.24%	4.53%	84	13.61%	8.24%	4.53%	84
西日本①	静岡県	富士	12.89%	9.07%	5.63%	97	12.89%	9.07%	5.63%	97	12.89%	9.07%	5.63%	97
西日本①	静岡県	清水	11.99%	8.90%	6.05%	60	11.99%	8.90%	6.05%	60	11.99%	8.90%	6.05%	60
西日本①	静岡県	三島	11.25%	8.24%	4.83%	154	11.25%	8.24%	4.83%	154	11.25%	8.24%	4.83%	154
西日本①	静岡県	掛川	11.25%	8.24%	4.53%	60	11.25%	8.24%	4.53%	60	11.25%	8.24%	4.53%	60
西日本①	愛知県	大曾根	11.25%	8.24%	4.53%	146	11.25%	8.24%	4.53%	146	11.25%	8.24%	4.53%	146
西日本①	愛知県	鶴舞	11.25%	8.24%	4.53%	65	11.25%	8.24%	4.53%	65	11.25%	8.24%	4.53%	65
西日本①	愛知県	笠寺	12.26%	8.24%	4.53%	151	12.26%	8.24%	4.53%	151	12.26%	8.24%	4.53%	151
西日本①	愛知県	中村	11.25%	8.24%	4.53%	114	11.25%	8.24%	4.53%	114	11.25%	8.24%	4.53%	114
西日本①	愛知県	熱田	11.25%	8.24%	4.53%	103	11.25%	8.24%	4.53%	103	11.25%	8.24%	4.53%	103
西日本①	愛知県	昭和	11.91%	9.02%	4.84%	102	11.91%	9.02%	4.84%	102	11.91%	9.02%	4.84%	102
西日本①	愛知県	名古屋北	11.25%	8.24%	4.68%	129	11.25%	8.24%	4.68%	129	11.25%	8.24%	4.68%	129
西日本①	愛知県	名古屋西	11.25%	8.24%	4.53%	64	11.25%	8.24%	4.53%	64	11.25%	8.24%	4.53%	64
西日本①	愛知県	豊橋	11.25%	8.24%	4.53%	106	11.25%	8.24%	4.53%	106	11.25%	8.24%	4.53%	106
西日本①	愛知県	一宮	11.25%	8.83%	4.81%	146	11.25%	8.83%	4.81%	146	11.25%	8.83%	4.81%	146
西日本①	愛知県	岡崎	12.01%	8.24%	4.53%	103	12.01%	8.24%	4.53%	103	12.01%	8.24%	4.53%	103
西日本①	愛知県	半田	11.82%	8.48%	4.53%	114	11.82%	8.48%	4.53%	114	11.82%	8.48%	4.53%	114
西日本①	愛知県	刈谷	11.29%	8.24%	4.53%	223	11.29%	8.24%	4.53%	223	11.29%	8.24%	4.53%	223
西日本①	愛知県	瀬戸	12.71%	10.21%	6.48%	86	12.71%	10.21%	6.48%	86	12.71%	10.21%	6.48%	86
西日本①	愛知県	豊田	11.25%	8.24%	4.53%	78	11.25%	8.24%	4.53%	78	11.25%	8.24%	4.53%	78
西日本①	愛知県	豊川	11.44%	8.24%	4.78%	43	11.44%	8.24%	4.78%	43	11.44%	8.24%	4.78%	43
西日本①	三重県	津	11.25%	8.24%	4.53%	111	11.25%	8.24%	4.53%	111	11.25%	8.24%	4.53%	111
西日本①	三重県	四日市	11.25%	8.24%	4.53%	104	11.25%	8.24%	4.53%	104	11.25%	8.24%	4.53%	104
西日本①	三重県	松阪	11.82%	8.24%	4.60%	42	11.82%	8.24%	4.60%	42	11.82%	8.24%	4.60%	42
西日本①	三重県	尾鷲	16.58%	13.83%	8.96%	16	16.58%	13.83%	8.96%	16	16.58%	13.83%	8.96%	16
西日本①	三重県	伊勢	12.02%	9.34%	6.95%	43	12.02%	9.34%	6.95%	43	12.02%	9.34%	6.95%	43
西日本①	大阪府	大手前	11.25%	8.24%	4.53%	117	11.25%	8.24%	4.53%	117	11.25%	8.24%	4.53%	117
西日本①	大阪府	堀江	11.25%	8.24%	4.71%	76	11.25%	8.24%	4.71%	76	11.25%	8.24%	4.71%	76
西日本①	大阪府	市岡	11.25%	8.24%	4.53%	49	11.25%	8.24%	4.53%	49	11.25%	8.24%	4.53%	49
西日本①	大阪府	天満	11.25%	8.24%	4.53%	71	11.25%	8.24%	4.53%	71	11.25%	8.24%	4.53%	71
西日本①	大阪府	淀川	11.25%	8.24%	4.53%	125	11.25%	8.24%	4.53%	125	11.25%	8.24%	4.53%	125
西日本①	大阪府	今里	11.25%	8.24%	4.53%	64	11.25%	8.24%	4.53%	64	11.25%	8.24%	4.53%	64
西日本①	大阪府	福島	11.87%	8.24%	4.53%	60	11.87%	8.24%	4.53%	60	11.87%	8.24%	4.53%	60
西日本①	大阪府	城東	11.25%	8.93%	5.03%	98	11.25%	8.93%	5.03%	98	11.25%	8.93%	5.03%	98
西日本①	大阪府	天王寺	11.25%	8.30%	4.53%	159	11.25%	8.30%	4.53%	159	11.25%	8.30%	4.53%	159
西日本①	大阪府	難波	11.25%	8.24%	4.53%	80	11.25%	8.24%	4.53%	80	11.25%	8.24%	4.53%	80
西日本①	大阪府	玉出	11.25%	8.24%	4.53%	129	11.25%	8.24%	4.53%	129	11.25%	8.24%	4.53%	129
西日本①	大阪府	八尾	11.25%	8.93%	5.61%	47	11.25%	8.93%	5.61%	47	11.25%	8.93%	5.61%	47
西日本①	大阪府	枚方	11.25%	9.31%	4.64%	180	11.25%	9.31%	4.64%	180	11.25%	9.31%	4.64%	180
西日本①	大阪府	豊中	11.35%	9.35%	4.95%	138	11.35%	9.35%	4.95%	138	11.35%	9.35%	4.95%	138
西日本①	大阪府	平野	11.25%	8.24%	4.53%	72	11.25%	8.24%	4.53%	72	11.25%	8.24%	4.53%	72
西日本①	大阪府	貝塚	11.25%	8.24%	4.64%	82	11.25%	8.24%	4.64%	82	11.25%	8.24%	4.64%	82

年金事務所別達成目標等一覧

現年度・過年度1年目・過年度2年目単位：率 口座振替等単位：件

入札地区	都道府県	年金事務所	第1期（令和8年5月～令和9年4月）				第2期（令和9年5月～令和10年4月）				第3期（令和10年5月～令和11年4月）			
			督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標
			現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
西日本①	大阪府	堺東	11.25%	8.24%	4.53%	115	11.25%	8.24%	4.53%	115	11.25%	8.24%	4.53%	115
西日本①	大阪府	東大阪	11.25%	8.24%	4.53%	119	11.25%	8.24%	4.53%	119	11.25%	8.24%	4.53%	119
西日本①	大阪府	吹田	12.52%	9.99%	5.01%	220	12.52%	9.99%	5.01%	220	12.52%	9.99%	5.01%	220
西日本①	大阪府	守口	11.25%	8.32%	4.72%	85	11.25%	8.32%	4.72%	85	11.25%	8.32%	4.72%	85
西日本①	大阪府	堺西	11.55%	8.84%	4.69%	64	11.55%	8.84%	4.69%	64	11.55%	8.84%	4.69%	64
西日本①	和歌山県	和歌山東	12.13%	9.63%	5.04%	56	12.13%	9.63%	5.04%	56	12.13%	9.63%	5.04%	56
西日本①	和歌山県	田辺	13.39%	10.43%	5.94%	37	13.39%	10.43%	5.94%	37	13.39%	10.43%	5.94%	37
西日本①	和歌山県	和歌山西	15.76%	16.21%	8.59%	26	15.76%	16.21%	8.59%	26	15.76%	16.21%	8.59%	26
西日本①	奈良県	奈良	12.75%	8.83%	5.14%	102	12.75%	8.83%	5.14%	102	12.75%	8.83%	5.14%	102
西日本①	奈良県	大和高田	11.50%	9.06%	5.14%	65	11.50%	9.06%	5.14%	65	11.50%	9.06%	5.14%	65
西日本①	奈良県	桜井	12.97%	8.47%	5.21%	59	12.97%	8.47%	5.21%	59	12.97%	8.47%	5.21%	59
西日本①	福井県	福井	13.07%	9.31%	5.34%	71	13.07%	9.31%	5.34%	71	13.07%	9.31%	5.34%	71
西日本①	福井県	敦賀	14.91%	10.02%	5.76%	39	14.91%	10.02%	5.76%	39	14.91%	10.02%	5.76%	39
西日本①	福井県	武生	14.97%	9.46%	4.99%	36	14.97%	9.46%	4.99%	36	14.97%	9.46%	4.99%	36
西日本①	兵庫県	三宮	11.25%	8.24%	4.53%	46	11.25%	8.24%	4.53%	46	11.25%	8.24%	4.53%	46
西日本①	兵庫県	須磨	12.10%	9.34%	5.32%	93	12.10%	9.34%	5.32%	93	12.10%	9.34%	5.32%	93
西日本①	兵庫県	東灘	13.27%	9.23%	4.53%	86	13.27%	9.23%	4.53%	86	13.27%	9.23%	4.53%	86
西日本①	兵庫県	兵庫	11.26%	8.24%	4.53%	68	11.26%	8.24%	4.53%	68	11.26%	8.24%	4.53%	68
西日本①	兵庫県	尼崎	11.28%	8.24%	5.06%	210	11.28%	8.24%	5.06%	210	11.28%	8.24%	5.06%	210
西日本①	兵庫県	姫路	12.24%	8.83%	4.93%	155	12.24%	8.83%	4.93%	155	12.24%	8.83%	4.93%	155
西日本①	兵庫県	明石	12.49%	9.20%	5.97%	98	12.49%	9.20%	5.97%	98	12.49%	9.20%	5.97%	98
西日本①	兵庫県	豊岡	14.27%	10.84%	4.65%	45	14.27%	10.84%	4.65%	45	14.27%	10.84%	4.65%	45
西日本①	兵庫県	西宮	15.46%	12.90%	6.55%	284	15.46%	12.90%	6.55%	284	15.46%	12.90%	6.55%	284
西日本①	兵庫県	加古川	13.39%	9.34%	5.40%	88	13.39%	9.34%	5.40%	88	13.39%	9.34%	5.40%	88
西日本①	滋賀県	大津	12.19%	8.24%	5.38%	77	12.19%	8.24%	5.38%	77	12.19%	8.24%	5.38%	77
西日本①	滋賀県	彦根	13.51%	8.24%	4.53%	78	13.51%	8.24%	4.53%	78	13.51%	8.24%	4.53%	78
西日本①	滋賀県	草津	12.71%	8.24%	4.53%	91	12.71%	8.24%	4.53%	91	12.71%	8.24%	4.53%	91
西日本①	京都府	上京	13.01%	8.68%	4.53%	102	13.01%	8.68%	4.53%	102	13.01%	8.68%	4.53%	102
西日本①	京都府	中京	11.96%	8.24%	4.53%	60	11.96%	8.24%	4.53%	60	11.96%	8.24%	4.53%	60
西日本①	京都府	下京	11.25%	8.24%	4.53%	42	11.25%	8.24%	4.53%	42	11.25%	8.24%	4.53%	42
西日本①	京都府	京都南	11.99%	8.24%	4.62%	132	11.99%	8.24%	4.62%	132	11.99%	8.24%	4.62%	132
西日本①	京都府	京都西	12.93%	8.85%	4.86%	115	12.93%	8.85%	4.86%	115	12.93%	8.85%	4.86%	115
西日本①	京都府	舞鶴	14.58%	8.85%	4.62%	46	14.58%	8.85%	4.62%	46	14.58%	8.85%	4.62%	46

年金事務所別達成目標等一覧

現年度・過年度1年目・過年度2年目単位：率 口座振替等単位：件

入札地区	都道府県	年金事務所	第1期(令和8年5月～令和9年4月)				第2期(令和9年5月～令和10年4月)				第3期(令和10年5月～令和11年4月)			
			督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標
			現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
西日本②	鳥取県	鳥取	13.63%	9.92%	5.74%	33	13.63%	9.92%	5.74%	33	13.63%	9.92%	5.74%	33
西日本②	鳥取県	米子	11.75%	8.68%	4.90%	37	11.75%	8.68%	4.90%	37	11.75%	8.68%	4.90%	37
西日本②	鳥取県	倉吉	15.69%	10.48%	5.29%	38	15.69%	10.48%	5.29%	38	15.69%	10.48%	5.29%	38
西日本②	鳥根県	松江	13.73%	9.40%	4.81%	78	13.73%	9.40%	4.81%	78	13.73%	9.40%	4.81%	78
西日本②	鳥根県	浜田	16.45%	13.45%	7.08%	16	16.45%	13.45%	7.08%	16	16.45%	13.45%	7.08%	16
西日本②	鳥根県	出雲	16.18%	12.60%	6.27%	20	16.18%	12.60%	6.27%	20	16.18%	12.60%	6.27%	20
西日本②	岡山県	岡山西	11.25%	8.24%	4.72%	125	11.25%	8.24%	4.72%	125	11.25%	8.24%	4.72%	125
西日本②	岡山県	倉敷東	11.25%	8.85%	4.78%	84	11.25%	8.85%	4.78%	84	11.25%	8.85%	4.78%	84
西日本②	岡山県	津山	13.60%	11.01%	6.95%	36	13.60%	11.01%	6.95%	36	13.60%	11.01%	6.95%	36
西日本②	岡山県	高梁	20.78%	17.29%	8.67%	29	20.78%	17.29%	8.67%	29	20.78%	17.29%	8.67%	29
西日本②	岡山県	岡山東	15.55%	13.58%	6.99%	20	15.55%	13.58%	6.99%	20	15.55%	13.58%	6.99%	20
西日本②	岡山県	倉敷西	15.76%	12.08%	6.36%	30	15.76%	12.08%	6.36%	30	15.76%	12.08%	6.36%	30
西日本②	広島県	広島東	11.25%	8.52%	4.53%	128	11.25%	8.52%	4.53%	128	11.25%	8.52%	4.53%	128
西日本②	広島県	広島西	11.32%	8.41%	5.38%	117	11.32%	8.41%	5.38%	117	11.32%	8.41%	5.38%	117
西日本②	広島県	福山	11.25%	8.24%	4.61%	50	11.25%	8.24%	4.61%	50	11.25%	8.24%	4.61%	50
西日本②	広島県	呉	12.78%	9.65%	4.83%	47	12.78%	9.65%	4.83%	47	12.78%	9.65%	4.83%	47
西日本②	広島県	三原	12.16%	8.56%	4.53%	36	12.16%	8.56%	4.53%	36	12.16%	8.56%	4.53%	36
西日本②	広島県	三次	13.58%	10.39%	5.22%	15	13.58%	10.39%	5.22%	15	13.58%	10.39%	5.22%	15
西日本②	広島県	広島南	11.28%	9.67%	5.25%	84	11.28%	9.67%	5.25%	84	11.28%	9.67%	5.25%	84
西日本②	広島県	備後府中	13.85%	16.36%	10.13%	8	13.85%	16.36%	10.13%	8	13.85%	16.36%	10.13%	8
西日本②	山口県	山口	12.99%	9.75%	5.89%	34	12.99%	9.75%	5.89%	34	12.99%	9.75%	5.89%	34
西日本②	山口県	下関	11.48%	8.24%	5.16%	82	11.48%	8.24%	5.16%	82	11.48%	8.24%	5.16%	82
西日本②	山口県	徳山	12.18%	8.65%	6.16%	30	12.18%	8.65%	6.16%	30	12.18%	8.65%	6.16%	30
西日本②	山口県	宇部	11.25%	8.83%	4.95%	45	11.25%	8.83%	4.95%	45	11.25%	8.83%	4.95%	45
西日本②	山口県	岩国	14.02%	10.06%	6.29%	28	14.02%	10.06%	6.29%	28	14.02%	10.06%	6.29%	28
西日本②	山口県	萩	21.99%	16.15%	10.90%	37	21.99%	16.15%	10.90%	37	21.99%	16.15%	10.90%	37
西日本②	徳島県	徳島北	12.19%	8.60%	5.10%	82	12.19%	8.60%	5.10%	82	12.19%	8.60%	5.10%	82
西日本②	徳島県	阿波半田	17.88%	14.39%	7.79%	6	17.88%	14.39%	7.79%	6	17.88%	14.39%	7.79%	6
西日本②	徳島県	徳島南	14.99%	11.24%	6.77%	47	14.99%	11.24%	6.77%	47	14.99%	11.24%	6.77%	47
西日本②	香川県	高松東	17.63%	15.19%	7.83%	25	17.63%	15.19%	7.83%	25	17.63%	15.19%	7.83%	25
西日本②	香川県	高松西	14.67%	11.46%	6.94%	86	14.67%	11.46%	6.94%	86	14.67%	11.46%	6.94%	86
西日本②	香川県	善通寺	15.68%	11.61%	6.03%	75	15.68%	11.61%	6.03%	75	15.68%	11.61%	6.03%	75
西日本②	愛媛県	松山西	16.22%	12.81%	7.38%	47	16.22%	12.81%	7.38%	47	16.22%	12.81%	7.38%	47
西日本②	愛媛県	今治	13.32%	11.23%	7.03%	50	13.32%	11.23%	7.03%	50	13.32%	11.23%	7.03%	50
西日本②	愛媛県	宇和島	15.84%	12.42%	6.39%	34	15.84%	12.42%	6.39%	34	15.84%	12.42%	6.39%	34
西日本②	愛媛県	松山東	12.34%	8.69%	4.70%	111	12.34%	8.69%	4.70%	111	12.34%	8.69%	4.70%	111
西日本②	愛媛県	新居浜	12.95%	9.93%	5.22%	34	12.95%	9.93%	5.22%	34	12.95%	9.93%	5.22%	34
西日本②	高知県	幡多	17.79%	12.87%	7.22%	36	17.79%	12.87%	7.22%	36	17.79%	12.87%	7.22%	36
西日本②	高知県	南国	15.40%	13.42%	7.40%	52	15.40%	13.42%	7.40%	52	15.40%	13.42%	7.40%	52
西日本②	高知県	高知西	11.80%	8.98%	5.37%	75	11.80%	8.98%	5.37%	75	11.80%	8.98%	5.37%	75
西日本②	福岡県	博多	11.25%	8.24%	4.53%	108	11.25%	8.24%	4.53%	108	11.25%	8.24%	4.53%	108
西日本②	福岡県	中福岡	11.25%	8.24%	4.53%	102	11.25%	8.24%	4.53%	102	11.25%	8.24%	4.53%	102
西日本②	福岡県	南福岡	12.40%	10.18%	5.33%	171	12.40%	10.18%	5.33%	171	12.40%	10.18%	5.33%	171
西日本②	福岡県	小倉北	11.25%	8.24%	4.53%	39	11.25%	8.24%	4.53%	39	11.25%	8.24%	4.53%	39
西日本②	福岡県	久留米	14.89%	12.19%	5.57%	103	14.89%	12.19%	5.57%	103	14.89%	12.19%	5.57%	103
西日本②	福岡県	直方	11.86%	10.34%	5.31%	58	11.86%	10.34%	5.31%	58	11.86%	10.34%	5.31%	58
西日本②	福岡県	八幡	11.95%	8.79%	6.16%	106	11.95%	8.79%	6.16%	106	11.95%	8.79%	6.16%	106
西日本②	福岡県	大牟田	13.18%	9.61%	6.58%	34	13.18%	9.61%	6.58%	34	13.18%	9.61%	6.58%	34
西日本②	福岡県	東福岡	12.62%	10.71%	5.75%	158	12.62%	10.71%	5.75%	158	12.62%	10.71%	5.75%	158
西日本②	福岡県	小倉南	12.18%	10.37%	7.79%	49	12.18%	10.37%	7.79%	49	12.18%	10.37%	7.79%	49
西日本②	福岡県	西福岡	13.10%	10.40%	5.95%	167	13.10%	10.40%	5.95%	167	13.10%	10.40%	5.95%	167
西日本②	佐賀県	佐賀	14.34%	11.05%	6.04%	76	14.34%	11.05%	6.04%	76	14.34%	11.05%	6.04%	76
西日本②	佐賀県	唐津	14.79%	12.14%	7.33%	28	14.79%	12.14%	7.33%	28	14.79%	12.14%	7.33%	28
西日本②	佐賀県	武雄	15.78%	12.52%	8.30%	32	15.78%	12.52%	8.30%	32	15.78%	12.52%	8.30%	32
西日本②	長崎県	長崎南	11.25%	8.43%	6.00%	123	11.25%	8.43%	6.00%	123	11.25%	8.43%	6.00%	123
西日本②	長崎県	佐世保	11.59%	9.55%	7.38%	46	11.59%	9.55%	7.38%	46	11.59%	9.55%	7.38%	46
西日本②	長崎県	諫早	12.62%	9.07%	5.04%	73	12.62%	9.07%	5.04%	73	12.62%	9.07%	5.04%	73
西日本②	熊本県	熊本東	11.63%	8.45%	6.07%	37	11.63%	8.45%	6.07%	37	11.63%	8.45%	6.07%	37
西日本②	熊本県	熊本西	11.25%	8.24%	4.86%	142	11.25%	8.24%	4.86%	142	11.25%	8.24%	4.86%	142
西日本②	熊本県	八代	11.86%	10.12%	5.60%	36	11.86%	10.12%	5.60%	36	11.86%	10.12%	5.60%	36

年金事務所別達成目標等一覧

現年度・過年度1年目・過年度2年目単位：率 口座振替等単位：件

入札地区	都道府県	年金事務所	第1期（令和8年5月～令和9年4月）				第2期（令和9年5月～令和10年4月）				第3期（令和10年5月～令和11年4月）			
			督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標	督促納付率			口座振替等 獲得目標
			現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
西日本②	熊本県	本渡	13.08%	13.38%	9.11%	8	13.08%	13.38%	9.11%	8	13.08%	13.38%	9.11%	8
西日本②	熊本県	玉名	12.23%	9.63%	5.47%	20	12.23%	9.63%	5.47%	20	12.23%	9.63%	5.47%	20
西日本②	大分県	大分	13.24%	9.69%	6.08%	69	13.24%	9.69%	6.08%	69	13.24%	9.69%	6.08%	69
西日本②	大分県	別府	11.34%	9.32%	5.14%	54	11.34%	9.32%	5.14%	54	11.34%	9.32%	5.14%	54
西日本②	大分県	佐伯	15.56%	11.82%	9.29%	28	15.56%	11.82%	9.29%	28	15.56%	11.82%	9.29%	28
西日本②	大分県	日田	14.97%	11.82%	7.37%	12	14.97%	11.82%	7.37%	12	14.97%	11.82%	7.37%	12
西日本②	宮崎県	宮崎	11.25%	8.24%	4.53%	75	11.25%	8.24%	4.53%	75	11.25%	8.24%	4.53%	75
西日本②	宮崎県	延岡	13.01%	8.38%	5.37%	21	13.01%	8.38%	5.37%	21	13.01%	8.38%	5.37%	21
西日本②	宮崎県	都城	11.28%	8.54%	6.58%	41	11.28%	8.54%	6.58%	41	11.28%	8.54%	6.58%	41
西日本②	宮崎県	高鍋	15.16%	11.41%	4.88%	16	15.16%	11.41%	4.88%	16	15.16%	11.41%	4.88%	16
西日本②	鹿児島県	鹿児島南	14.28%	10.57%	7.34%	17	14.28%	10.57%	7.34%	17	14.28%	10.57%	7.34%	17
西日本②	鹿児島県	川内	14.87%	9.93%	6.00%	15	14.87%	9.93%	6.00%	15	14.87%	9.93%	6.00%	15
西日本②	鹿児島県	鹿屋	13.69%	12.10%	6.75%	28	13.69%	12.10%	6.75%	28	13.69%	12.10%	6.75%	28
西日本②	鹿児島県	奄美大島	11.55%	10.14%	5.37%	26	11.55%	10.14%	5.37%	26	11.55%	10.14%	5.37%	26
西日本②	鹿児島県	鹿児島北	11.25%	8.24%	4.94%	86	11.25%	8.24%	4.94%	86	11.25%	8.24%	4.94%	86
西日本②	鹿児島県	加治木	11.40%	9.55%	5.17%	67	11.40%	9.55%	5.17%	67	11.40%	9.55%	5.17%	67
西日本②	沖縄県	那覇	11.69%	8.24%	4.57%	103	11.69%	8.24%	4.57%	103	11.69%	8.24%	4.57%	103
西日本②	沖縄県	コザ	11.55%	8.24%	5.02%	55	11.55%	8.24%	5.02%	55	11.55%	8.24%	5.02%	55
西日本②	沖縄県	名護	12.84%	12.41%	6.52%	23	12.84%	12.41%	6.52%	23	12.84%	12.41%	6.52%	23
西日本②	沖縄県	平良	12.78%	9.84%	5.04%	12	12.78%	9.84%	5.04%	12	12.78%	9.84%	5.04%	12
西日本②	沖縄県	石垣	15.31%	10.60%	6.66%	16	15.31%	10.60%	6.66%	16	15.31%	10.60%	6.66%	16
西日本②	沖縄県	浦添	12.70%	12.04%	5.27%	33	12.70%	12.04%	5.27%	33	12.70%	12.04%	5.27%	33